

公告第 388 号

次の森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 1 0 月 9 日

郡山市長 品川 万里

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 1	逢瀬町多田野字狼 ノ石 1 番 1 外 2	23・24	山林	60.43	2070.11.30	

2 縦覧場所 郡山市ホームページ

3 本公告により、郡山市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。